## 令和元年度

## 施策評価表(平成30年度の実績評価)

記入年月日

 施策
 政策名
 快適な暮らしのまちづくり
 主管課
 都市整備課、地域開発課
 主管課長名
 仁平 昌則・太田 貴久

 5-1
 施策名
 計画的な土地利用の推進
 関係課
 企画課、建設課

#### 1. 施策の目的と成果把握

	. 施策の目的と成果把握									
目的	施策の対象		対象指標名	単位	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	市内全域		①桜川市域面積	k m²	見込値	180.06	180.06	180.06	180.06	180.06
					実績値	180.06	180.06			
			②市街化区域の面積	ha	見込値	8.51	8.51	8.51	8.51	8.51
					実績値	8.51	8.51			
					見込値					
					実績値					
	施策の意図		成果指標名	単位	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
			<ul><li>①土地利用計画の策定実績件数</li></ul>	件	目標値	0	5	11	11	11
			①工地利用司 画の水足天順 中奴	IT	実績値	0	35			
	計画的な土地利用が、市民の適切な関与の下に秩序を持って行われている。		②住民自治組織の設立実績件数	件	目標値	0	5	11	11	11
				IT	実績値	0	0			
			③土地利用マネジメントの実績件数(市街化 調整区域)(5カ年累計)累計目標値14件	件	目標値	0	3	3	4	4
				11	実績値	0	0			
			④土地利用マネジメントの実績件数(市街化 区域)(5カ年累計)累計目標値27件	件	目標値	3	2	2	10	10
					実績値	2	6			
					目標値					
					実績値					
	成果指標設定の 考え方 「②住 「③土 「④土									
		①土地利用計画の策定実績件数、②住民自治組織の設立実績件数、③土地利用マネジメントの実績件数(市街化調整区域)(5カ年累計)及び④ 土地利用マネジメントの実績件数(市街化区域)(5カ年累計)は、実績件数から求める。								

## 2. 施策の成果水準とその背景・要因

1)現状の成果水準と時系列比較(現状の水準は以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は?)									
実績	☑ 成果がかなり向上した	□ 成果がどちらかといえば向上した	□ 成果がほとんど変わらない(横ばい状態)						
比較	□ 成果がどちらかといえば低下した	□ 成果がかなり低下した							
要	①土地利用計画の策定実績件数については、H29年度実績値0件に対してH30年度実績値35件で、成果としては飛躍的に向上した。 ②住民自治組織の設立実績件数については、H29年度実績値0件に対してH30年度実績値0件で、成果としてはほとんど変わらない。 ③土地利用マネジメントの実績件数(市街化調整区域)(5カ年累計)ついては、H29年度実績値0件に対してH30年度実績値0件で、成果としてはほとんど変わらない。 ④土地利用マネジメントの実績件数(市街化区域)(5カ年累計)については、H29年度実績値2件に対してH30年度実績値6件で、成果としてはどちらかといえば向上した。 【背景・要因】 ①土地利用計画の策定実績件数が飛躍的に向上した理由は、「桜川市都市計画マスターブラン策定事業」及び「地区計画等策定事業」が完了したことによる。 これらの事務事業は、主要事業及び市長マニフェスト事業であることから、施策全体の成果としては「かなり向上した」と判断する。								
2)成果目標の達成状況									
実績	□ 目標値のすべてを上回った	☑ 一部の成果指標で目標値を上回った	□ 目標値どおりの成果であった						
実績 比較	□ 目標値のすべてを上回った □ 一部の成果指標で目標値を下回った		□ 目標値どおりの成果であった						

# 3. 施策の成果実績に対しての総括と今後の課題・方針

施策の成果実績に対しての総括	今後の課題・方針
○ H30年度最も成果があった事業は、「桜川市都市計画マスタープラン策定事業」及び「地区計画等策定事業」である。 ○ これらの事業は、市統一の都市計画に関する基本的な方針を明らかにするとともに、市域の95%超を占める市街化調整区域における新たな土地利用制度の根幹を形成するものである。 ○ これらの事業については、H30年度中に目標を達成したことから、H31年度以降は「都市計画の見直しに関する事務」に統合することとする。 ○ また、「都市計画法に基づく開発許可等の経由および相談に関する事務」については、H31.4.1付で茨城県から開発許可等の事務の権限移譲を受けることから、H31.3.31をもつて終了することとする。	○ 引き続き、「都市計画の見直しに関する事務」として、用途地域の見直しや市街 化調整区域における地区計画の決定の検討を行うこととする。 ○「都市計画法に基づく開発許可等の経由および相談に関する事務」について は、円31.31をもって終了し、新たに「都市計画法に基づく開発許可等に関する事務 (仮称)」を創設する。